

## 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定基準

つくば市都市計画部建築指導課長

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定に係るもののうち、法施行規則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に定める農道その他これに類する公共の用に供する道(以下「道」という。)に接するものの認定の基準は、次に掲げるものとする。

### 1 道の種類

敷地は、避難及び通行の安全に支障がない構造を有する次のいずれかの道(少なくともその一端が道路に直接接続していること。)に交通上、安全上及び避難上有効に接すること。

- (1) 土地改良事業等により築造された農道
- (2) 林道
- (3) 河川の管理通路
- (4) 国、県又は市が所有する道

### 2 道の規制

- (1) 道は、砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- (2) 河川の管理通路については、道の管理者から通行に対する承諾等が得られるものであること。

### 3 敷地の衛生等

敷地内の雨水及び汚水の排水処理は、適切に行うこと。

### 4 道路に関する規定の準用

建築物は、これらの道を法上の道路とみなし、建築基準関係規定に適合すること。

**附 則** 本認定基準は、令和元年(2019年)12月1日から施行する。

## □認定申請にあたって

1 事前協議には、事前協議書に次に掲げる図書を添付して提出してください。

- (1) 付近見取図
- (2) 公図の写し
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図

2 認定申請手数料

27,000 円 (つくば市建築関係手数料条例)

3 認定申請には、認定申請書（法施行規則第 48 号様式）に次に掲げる図書を添付してください。

(法施行規則第 10 条の 4 の 2、つくば市建築基準法施行細則第 20 条)

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（排水経路について記載のあるもの）
- (3) 各階平面図
- (4) 2 面以上の立面図
- (5) 断面図
- (6) 敷地面積求積図
- (7) 床面積求積図（建築面積、延べ床面積）
- (8) 公図の写し（登記官記名押印あり、3 ヶ月以内発行のもの）
- (9) 雨水浸透枡 構造図
- (10) 消防水利位置図
- (11) 申請理由書